

西東京市災害廃棄物処理計画

(骨子案)

1. 計画作成の背景

(1) これまでの災害の概要

平成 23 年に発生した東日本大震災では本市においても全域で震度 5 弱を観測し、公共施設の一部や住宅等に多少の被害が生じたが、それ以外は近年本市における地震被害ほとんどない。

風水害については、1958 年 9 月の狩野川台風狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられた。

(2) 廃棄物処理指針

環境省「災害廃棄物対策指針」に基づき、「西東京市災害廃棄物処理計画」(以下、「本計画」という。)を作成する。

(3) 東京都マニュアル

東京都「東京都災害廃棄物処理計画」を参考し、本計画を作成する。

(4) 策定の方向

上記の状況を踏まえ、本市でも災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、環境省指針に基づき、都計画や本市地域防災計画等と整合を図りつつ、本計画を策定する。

2. 計画の位置付け(資料 4 参照)

本計画は、環境省指針に基づき、都や本市の地域防災計画、関連計画等との整合を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることにより、市民の生活環境を衛生的に保持し、速やかな復旧・復興を推進して行くことを目的として策定する。

3. 対象とする災害及び災害廃棄物

(1) 対象とする災害

- ・地震災害：東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震が震度 6 弱、多摩直下地震では震度 6 強を示し、被害が最も甚大になることが想定されている。このため、災害廃棄物処理計画は、多摩直下地震を想定する。
- ・風水害：石神井川及び白子川流域浸水予測区域図に基づく被害を想定する。

(2) 対象とする災害廃棄物

地震災害、風水害によって発生する廃棄物とする。

種 類	概 要
生活ごみ	家庭から排出される生活に伴うごみ
避難所ごみ(別紙 2 参照)	避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物等
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿等

種 類		概 要	
災 害 廃 棄 物	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等 が混在した可燃系廃棄物	
	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かな コンクリートや木くず、プラスチック 、ガラス、土砂等が混在した廃棄物	
	木くず	柱・はり・壁材等の廃木材	
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であ り、被害を受け使用できなくなったも の	
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリート ブロック、アスファルトくず等	
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
	廃家電 (テレビ・洗濯 機・エアコン・冷蔵庫)	被災家屋から排出される家電4品目 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エア コン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害によ り被害を受け使用できなくなったも の	

種 類		概 要	
災 害 廃 棄 物	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電4品目以外のその他の家電製品及び小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品や水産加工工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	
	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等	
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車。ただし、処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。	
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の市の施設では処理が困難なもの、石こうボード、混合された廃棄物等	

4. 処理体制

(1) 庁内の組織体制、指揮命令系統

発災後は、まず被災状況の把握に努め、関係部局と役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、災害廃棄物処理を行うための体制を構築する。

(2) 他自治体との連携

災害時における他自治体との相互支援については、国や都と調整・連携しつつ、既に災害廃棄物の処理の支援等に係る協定に基づいて行う。

また、協定等に基づく要請内容や要請方法、支援を受ける場合の受援体制についても事前に整理・検討する。

(3) 民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理の支援等に係る協定を締結している民間事業者や団体の被災状況を確認した上で、必要に応じて協力・支援を要請する。

また、災害時には、被家家屋の片付け等にボランティアが関わること想定されるため、片付けごみの排出方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報について、社会福祉協議会や関係部署と連携しボランティアに対する周知を図る。

5. 災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計方法

(1) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量の推計は、災害廃棄物指針に基づき行う。

(2) 本市廃棄物処理施設における可能量等

柳泉園組合の廃棄物処理施設における処理可能量等については、組合及び組合構成市において、発災時点での処理体制や被災状況を勘案して設定する。

6. 仮置場の選定及び管理方法

(1) 仮置場の選定方法

仮置場の選定に当たっては、市有地から公園、グラウンドなどをリストアップした上で選定条件を総合的に勘案して選定する。

また、市有地以外についても仮置場としての利用の可能性について調査・検討する。(別紙3参照)

(2) 仮置場の管理

仮置場は、廃棄物処理法の規定を遵守しつつ、環境対策行い適切に管理する。

また、あらかじめ定めた災害廃棄物の分別方法と品目ごとのレイアウトを基に、資源化、適正処理が円滑に行えるよう運営を行う。

7. 処理方針及び処理フロー

(1) 処理方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を、次のように定める。

①衛生的かつ迅速な処理、②環境に配慮した処理、③計画的な処理、⑤安全作業の確保、⑥資源化の推進

(2) 処理期間

災害の規模に応じて適切な処理期間を設定する。ただし、最長でも3年以内に完了することを目指す。

市民の発災から復旧・復興までに関する市民の行動について整理する。(ロードマップ)

(3) 処理フロー

基本方針をもとに、処理フローを設定する。処理フローの例を次の図に示す。

災害廃棄物の処理に関し市民に協力していただきたいことを整理する。

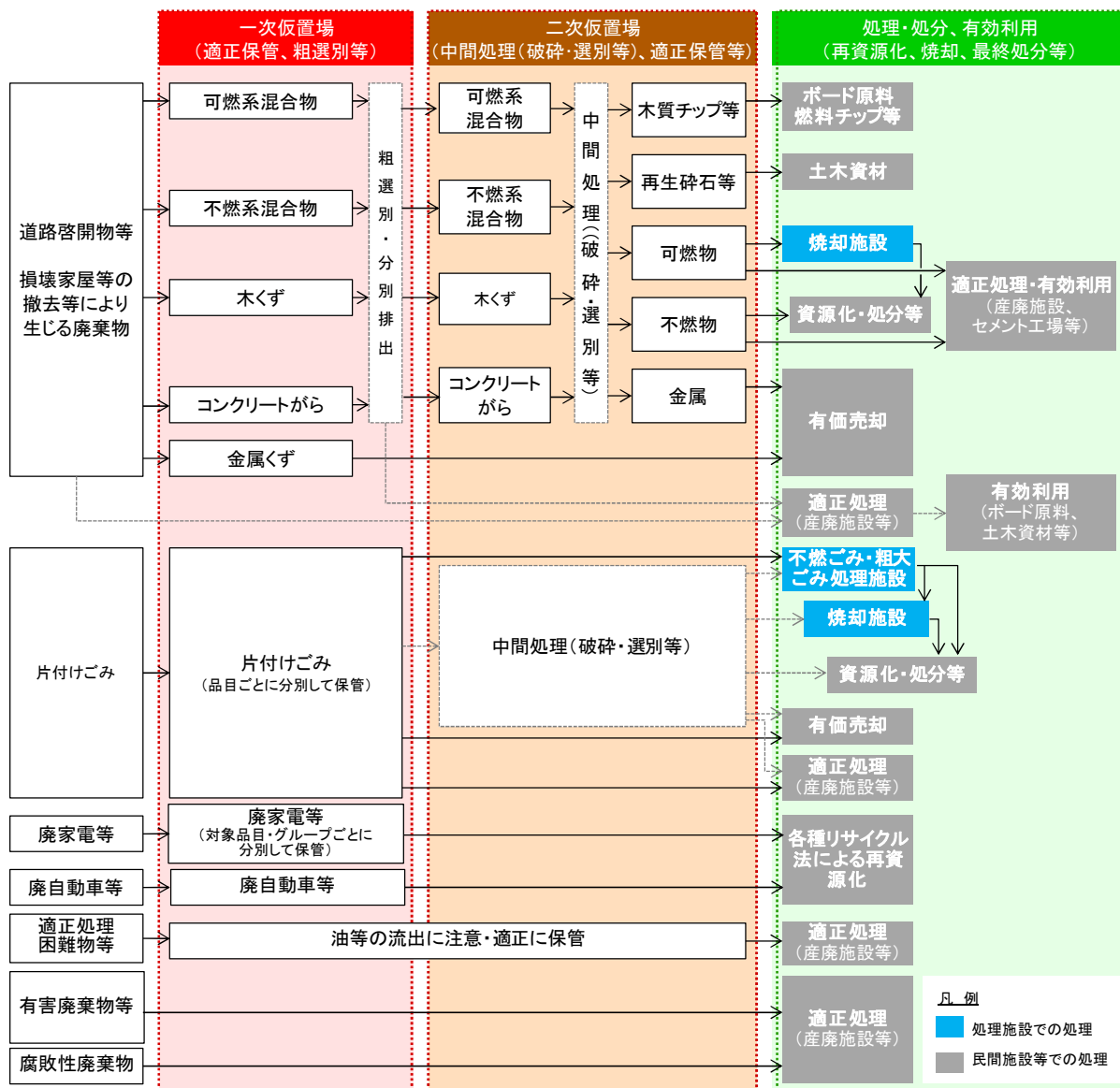


図 災害廃棄物の概略処理フロー例

8. 思い出の品

災害廃棄物の処理過程で発見された思い出品（被者遺留等）については、洗浄、保管を行うとともに、展示返却会等を開催し、返却に努める。

9. し尿処理

下水道、し尿処理施設における処理を継続するが、これが被災した場合の対応について計画を定める。

仮設トイレの備蓄数、必要基数、設置・管理に関する事項、携帯トイレの処理に関する事項等について計画に定める。